

令和5年8月4日

大垣市長 石田 仁 様

大垣市公営企業等審議会
会 長 谷江 幸雄

令和5年7月7日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

はじめに、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る市民生活に直結した重要事業であるが、多様化する市民ニーズに対応し、安定した経営状況が維持されている。

また、今回示された水道事業の経営戦略改定案でも、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、電気料金など物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できるものとしている。

次に、簡易水道事業は、上石津地域における水道事業であるが、合併以後、一之瀬和田浄水場や牧田浄水場など老朽化した施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、人口減少による使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが今後一層増加することが想定される。

簡易水道事業の経営戦略改定案では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、引き続き施設設備の詳細な分析と選別による計画的な投資を実施することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしており、その一環として、令和2年4月には8.0%の使用料改定を実施したところである。

次に、公共下水道事業は、令和2年4月に6.0%の使用料改定を行ったが、いまだ適正な使用料水準には達しておらず、建設費に対する元利償還金を賄いきれていない状況である。

公共下水道事業の経営戦略改定案では、こういった事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を引き続き推進することで事業運営の効率化を図る一方、数次の使用料改定を実施することで、令和11年度までに一般会計からの赤字補てんを解消することとしている。

次に、上石津地域の特定環境保全公共下水道事業等（以下、上石津下水道事業と称する。）は、令和2年4月に3.0%の使用料改定を行ったが、依然として使用料によって維持管理費が賸えていない状況のなか、今後、人口減少による使用料収入の減少は進み、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが想定される。

上石津下水道事業の経営戦略改定案では、こういった厳しい事業環境を踏まえ、下水道ストックマネジメント計画等に基づく戦略的な維持、修繕及び改築を引き続き推進することで事業運営の効率化を図る一方、なお不足する財源への対応として、数次の使用料改定が必要であるとしている。

なお、水道事業以外の各事業について、現行の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、令和5年4月に2回目、令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていたが、経営戦略改定案においては、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、当該使用料改定に関しては、当分の間延期することとしている。

ただし、経営戦略の計画期間内に、各事業が「経営の基本方針」に掲げる目標を達成するためには、令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが必要であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、令和11年4月に3回目の使用料改定を実施することとなるため、その時点での社会・経済情勢次第ではあるが、ひとまず、経営戦略改定案においては、この旨を反映している。

以上が、今回示された経営戦略改定案の概要であるが、上・下水道事業は、市民生活や経済活動の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業であり、持続可能で安定した経営がなされなければならない。

また、受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てん脱却を目指した経営が必要である。

しかしながら、令和4年度は水道基本料金免除事業や子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を、また、令和5年度は子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業や学校給食物価高騰対策負担軽減事業、民間保育所等物価高騰対策支援事業などを実施することにより、市として、昨今の物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に努めている現在の状況下にあつて、当該改定を最大限延期するという今回の判断は、十分に理解できやむを得ないものとする。

以上の観点から、各事業の経営戦略改定案における人口等の将来推計や経営見通しの内容は適正であり、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持に資する経営の基本計画として、妥当であると判断した。

なお、今後予定している2回目以降の改定にあたっては、今回同様、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮のうえ総合的に勘案し、慎重に検討したうえで決定されたい。

令和2年度以降、本市の上下水道事業は全て地方公営企業法適用企業であるが、今後とも、法適用企業であるメリットを最大限生かし、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上を図るとともに、事務の合理化、経費の削減を推進し、健全な事業運営、市民サービスの向上に努め、以って、市民満足度の更なる向上に繋がることを、審議会の総意として強く切望する。